

平成29年5月 議会月例報告会

平成29年5月23日
町民生活課

□報告事項名

平成30年4月からの国保の広域化について

■国保新制度の目的

新制度では都道府県も国保の保険者となり、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を担い、制度の安定化を図ります。

■現在の制度と新制度、後期高齢者医療との比較

	現在の制度	新制度(広域化)	後期高齢者医療(参考)
保険料(税)について	<p>保険料(税)率の決定…市町村</p> <p>保険料(税)の徴収…市町村</p>	<p>保険料(税)率の決定…都道府県が標準保険料率を算定・公表し、それを参考に各市町村が料率を決定する</p> <p>保険料(税)の徴収…市町村が徴収し、納付金として県へ支払う</p>	<p>保険料(税)率の決定…広域連合</p> <p>保険料(税)の徴収…市町村が徴収し、納付金として広域連合へ支払う</p>
保険給付について	<p>各市町村が保険者として支給決定する。</p>	<p>都道府県…市町村の支給決定した保険給付の費用を全額負担する。</p> <p>市町村…保険給付の支給決定を行う。</p>	<p>広域連合が保険者として支給決定する。</p>
事務体制	<p>保険者(市町村)事務…各市町村職員が行う。</p>	<p>保険者(都道府県)事務…都道府県職員が行う。</p> <p>市町村事務…各市町村職員が行う。</p>	<p>広域連合事務…各市町村等から派遣された職員(平成29年度14人)が行う。</p> <p>市町村事務…各市町村職員が行う。</p>